

合併等に伴う入札参加資格の変更について

● 資格の再認定

・入札参加資格者が次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格者の再認定を受ける必要がありますので指定の書類を提出してください。

1 合併した場合

(存続会社を甲、消滅会社を乙とする。)

- ① 入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び添付書類
- ② 合併契約書(協定書)写し
- ③ 株主総会議事録(合併契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙)
- ④ 定款の写し(甲)
- ⑤ 許可通知書(証明書)の写し(甲)

※建設工事の申請には、合併日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)

- ⑥ 廃業届の写し(乙)
- ⑦ 商業登記簿謄本の写し(甲)

2 営業譲渡を行った場合

(子会社・承継譲渡会社又は譲受会社を甲、親会社・承継譲渡会社又は譲渡会社を乙とする。)

- ① 入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び添付書類
- ② 営業譲渡契約書(協定書)写し
- ③ 株主総会議事録(営業譲渡契約書承認に係る記載のあるもの)の写し(甲及び乙)
- ④ 定款の写し(甲)
- ⑤ 許可通知書(証明書)の写し(甲)

※建設工事の申請には、譲渡日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)

- ⑥ 廃業届の写し(乙)
- ⑦ 商業登記簿謄本の写し(甲)

3 会社分割を行った場合

(分割承継会社又は分割新設会社を甲、分割会社を乙とする。)

- ① 入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び添付書類
 - ② 分割契約書(協定書)又は分割計画書(以下「分割契約書等」という。)の写し
 - ③ 定款の写し(甲)
 - ④ 許可通知書(証明書)の写し(甲)
- ※ 建設工事の申請には、分割日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出(甲)
- ⑤ 廃業届の写し(乙)
 - ⑦ 商業登記簿謄本の写し(甲)

4 会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づく手続き開始の決定を受けた場合

- ① 入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び添付書類
 - ② 更生手続開始決定書の写し
 - ③ 更生手続開始決定以降に定款、役員等に変更があった場合は当該変更を証明する書類
- ※ 会社更生法に基づく手続き開始決定を受けた場合は、本市指名基準により、指名保留の措置が講じられます。指名保留措置が解除されるのは、更生手続開始決定日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しが提出された日以降となります。
- 指名保留の解除を受けるには、あらためて①の書類と「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出してください。

5 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続き開始の決定を受けた場合

- ① 入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び添付書類
 - ② 更生手続開始決定書の写し
 - ③ 更生手続開始決定以降に定款、役員等に変更があった場合は当該変更を証明する書類
- ※ 民事再生法に基づく手続き開始決定を受けた場合は、本市指名基準により、指名保留の措置が講じられます。指名保留措置が解除されるのは、更生手続開始決定日以降を審査基準日とする「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しが提出された日以降となります。
- 指名保留の解除を受けるには、あらためて①の書類と「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写しを提出してください。